

第1章 被災地の復旧・復興	748
第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策.....	748
第2章 円安による原材料・エネルギーコスト高 などへの対応等	752
第1節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策.....	752
第2節 資金繰り支援・事業再生支援.....	753
第3節 財務基盤の強化.....	757
第4節 経営安定対策.....	758
第5節 官公需対策.....	759
第6節 人権啓発の推進.....	759
第3章 小規模事業者支援策の強化	760
第1節 小規模事業者支援.....	760
第2節 経営支援強化.....	760
第4章 地域の中小企業・小規模事業者の活性化	761
第1節 地域資源の活用.....	761
第2節 地域活性化に向けた商店街の積極活用.....	762
第3節 販路・需要開拓支援.....	764
第4節 雇用・人材.....	765
第5節 海外展開支援.....	768
第6節 その他の地域活性化.....	771
第5章 中小企業・小規模事業者の イノベーション推進	773
第1節 研究開発 / 商品・サービス開発支援.....	773
第2節 技術力の強化.....	773
第3節 新分野・新事業展開、異業種連携.....	774

INDEX

第6章 創業・事業承継の促進	776
第1節 創業・第二創業支援.....	776
第2節 新陳代謝の促進.....	778
第7章 業種別・分野別施策	780
第1節 中小農林水産関連企業対策.....	780
第2節 中小運輸業対策.....	781
第3節 中小建設・不動産業対策.....	782
第4節 生活衛生関係営業対策.....	784
第5節 環境・エネルギー対策.....	784
第6節 IT化の促進.....	786
第7節 知的財産対策.....	786
第8章 中小企業・小規模事業者施策の 効果的な実行に向けて	790
第1節 経営支援体制の強化.....	790
第2節 調査・広報の推進.....	790

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

第1章 被災地の復旧・復興

第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

1. 東日本大震災復興特別貸付【27年度予算：201億円の内数】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）（国民生活事業及び中小企業事業）・株式会社商工組合中央金庫（以下、「商工中金」という。）において、「東日本大震災復興特別貸付」を平成27年度も引き続き実施する。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設（平成23年8月22日より措置）しており、平成27年度も引き続き実施する。（継続）

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置【財政投融资】

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を引き続き実施する。（継続）

3. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成23年度に創設。平成27年度も、特定被災区域内において引き続き実施する（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。（継続）

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期、無利子、無担保での融資を行う。（継続）

5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【27年度予算：30.6億円】

平成23年度に被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設立した「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を実施する。（継続）

6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による事業再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施する。(継続)

7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減【27年度予算：184億円】

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を軽減することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業。具体的には産業復興相談センターの再生計画策定支援を受けた被災事業者に対し、再建手続き期間中に発生する利子を補填するもの。平成23年度に創設。平成27年度も引き続き実施する。(継続)

8. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助する。(継続)

9. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【27年度予算：400.0億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

- ①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧等にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、
- ②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。(継続)

10. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。(継続)

11. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【27年度予算：14.7億円の内数】

本格的な復興の段階に至っていない地域などで事業再開を行うなど、仮設施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。また、仮設施設の有効活用を図るため、本設化、移設、解体・撤去を行う被災市町村に対して費用を助成する。(継続)

12. 高度化貸し付けの債権放棄

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、高度化貸付の既往債権について債権放棄を行い、その整理を円滑に進める。(継続)

13. 事業復興型雇用創出事業【27年度予算：122億円】

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施する。また、一定の範囲で移転費助成を行うことができるよう制度の拡充を行う。(継続)

14. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。(継続)

15. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。(継続)

16. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【27年度予算：5.5億円】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の基本方針」において、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込むとともに、以下の周知を行う。(継続)

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を全国で51か所で開催する。
- (3) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体の機関及び商工関係団体等に配布する。

17. 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)による対応

被災者支援として、独立行政法人日本貿易保険(以下、「NEXI」という。)では平成23年4月より、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害

への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。また、相談窓口を NEXI 内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じる。(継続)

18. 被災者雇用開発助成金【27年度予算：19.3億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乘せする。(継続)

19. 放射線量測定指導・助言事業【27年度予算：0.4億円】

工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言(工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等)を行う専門家チームを派遣する事業等を実施する。平成27年度は、新たに、工業製品の放射線測定等に関する正しい理解の普及にも取り組む。(継続)

20. 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業【27年度予算：1.1億円】

被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発)を支援する。平成27年度から、対象地域を福島県全域及び岩手県・宮城県の津波浸水地域に限定する。(継続)

第2章 円安による原材料・エネルギーコスト高などへの対応等

第1節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策

1. 「原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁対策パッケージ」の強化

26年度に実施した「原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁対策パッケージ」を強力に実施しつつ、以下の更なる対策を講じる。

- ①下請適正取引等推進のためのガイドラインの改訂及び徹底した普及・啓発
- ②下請代金法等に基づく厳正な監視・取締り

2. 下請代金法の運用強化【27年度予算：5.5億円】

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行する。また、平成27年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施する。加えて、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努める。さらに、11月に実施する「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図る。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役(約20万社)及び関係事業者団体代表者(645団体)に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図る。(継続)

3. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【27年度予算：5.5億円】

全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する(平成26年度の相談件数は5,473件、無料弁護士相談681件)。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン(下請適正取引等の推進のためのガイドライン。経済産業省、国交省及び総務省の所管16業種。)について、経済産業省内のすべて及び総務省所管業種のガイドライン(14業種)において、原材料等の高騰に対する改訂を実施したことを踏まえ、平成27年度は、全国で約500回の説明会を開催する。

4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【27年度予算：5.0億円】

改正下請中小企業振興法(平成25年9月20日施行)に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。ま

た、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小(予定も含む)された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施する。(継続)

5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【27年度予算：5.5億円】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・セッション(BMS)」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行う。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を開催する。(継続)

6. 下請事業者への配慮要請等【27年度予算：5.5億円】

下請中小企業振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準(振興基準)等について、講習会等で周知を図る。加えて、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体の代表者宛てに要請文を発出する。(継続)

7. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【27年度予算：38.4億円】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に474名の転嫁対策調査官を配置。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。(継続)

第2節 資金繰り支援・事業再生支援

1. きめ細かな資金繰り支援・事業再生支援

平成27年2月3日に成立した平成26年度補正予算によって、日本公庫及び商工中金における貸付制度の創設や拡充を実施した。具体的には、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来たす事業者や省エネ投資を促進する事業者に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行うほか、女性等による創業や円滑な事業承継など地域における前向きな取組、また、NPO法人等の新たな事業・雇用の担い手に対応した融資を促進している。

また、信用保証制度については、同補正予算によって、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行うこととしている。また、自然災害に対応する信用保証制度である「セーフティネット保証4号」について、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど運用基準を弾力化したところであり、被災中小企業・小規模事業者への支援に迅速かつ柔軟に対応していく。

さらに、事業再生支援については、同補正予算によって、各地の中小企業再生支援協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な再生計画

の策定支援を加速していくこととしている。(新規、継続)

2. セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円(日本公庫(中小企業事業)、商工中金)、4,800万円(日本公庫(国民生活事業))の範囲内で融資を実施するものである。平成26年度補正予算では原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来す中小企業・小規模事業者を支援するため利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行っており、平成27年度も引き続き実施する。(継続)

3. 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資制度)【27年度予算：39.8億円】【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。(継続)

4. 小規模事業者経営発達支援融資【27年度予算：0.2億円】【財政投融資】

小規模事業者の7,200万円までの高額な資金需要に対応するため、改正小規模支援法に基づき「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導等を受ける小規模事業者に対して、日本公庫が低利で融資を行う。(新規)

5. 資本性劣後ローンの推進【27年度予算：151億円の内数】

資本性劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金(資本性資金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成26年度補正予算において、日本公庫で事業承継や海外展開を行う場合にも新たに貸付対象とする等の拡充を行っており、平成27年度も引き続き実施する。(継続)

(注)期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

6. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【27年度予算：11.0億円】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業又は経営多角化・事業転

換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資(基準金利-0.4%、女性・若者・シニア創業者は基準利率-0.65%)等を整備することで、経営力の強化を図る。(継続)

7. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進する。(継続)

8. セーフティネット保証(4号及び5号)

セーフティネット保証4号は自然災害によって、セーフティネット保証5号は業種の構造的な不況によって、それぞれ経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである(100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円)。平成27年度は、セーフティネット保証4号について、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど、運用が大幅に柔軟化・迅速化されたことを踏まえ、災害発生時には早急に被災事業者支援を実施する。セーフティネット保証5号は、引き続き最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定し、積極的に推進する。(継続)

9. 地域の経済や雇用を担うNPO法人への中小企業信用保険の拡大

NPO法人について、近年、地域を支える新たな雇用・事業の担い手として存在感を高め、地域の課題の解決を通じて地域の新たな需要を掘り起こし、地域経済の活性化を図る主体として認識されつつあり、その事業活動の実態が現行の中小企業者とは異ならなくなっていること等から、これまで対象ではなかった中小企業信用保険の対象とするため「中小企業信用保険法」を改正するなどの所要の措置を講じる。これにより、医療・福祉・保育事業等の事業活動を行うNPO法人の資金繰りの一層の円滑化を図る。(新規)

10. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等の経営改善を促進するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関(税理士・弁護士・地域金融機関等)が中小企業・小規模事業者等に対して行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに要する費用の一部(2/3)を補助する。(継続)

11. 中小企業再生支援協議会【27年度予算：44.8億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性

のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。また、各協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者等に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速するため、補助事業を実施する。(継続)

12. 中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)【税制】

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置、金融支援及び税負担の軽減措置を実施する。(継続)

13. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成の促進・活用に取り組む。(継続)

14. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【27年度予算：1億円】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成25年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣窓口について、引き続き実施する。また、平成25年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証性度についても、引き続き実施する。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組事例を継続的に収集し、引き続き公表する。(継続)

15. 金融行政における中小企業に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による企業や産業への成長支援及び小規模企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等を促進するため、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関に対して、担保・保証に必要以上に依存しない、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)した融資や、コンサルティング機能の発揮による小規模企業の経営改善等の支援などを促す。(継続)

16. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXIは商工中金等の関係機関と連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した付保輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務(保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務)等の被保

険者義務の一部免除等を行う。(継続)

17. 沖縄の中小企業金融対策

沖縄振興開発金融公庫(以下、「沖縄公庫」という。)を活用した沖縄の中小企業対策は日本公庫が行う業務・取組の沖縄公庫の業務範囲に対応するものについては、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施する。(継続)

18. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進する。その普及策として、平成27年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割り引く制度を実施する。(継続)

第3節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

中小法人に係る法人税の軽減税率(年所得800万円以下の部分に適用。)について、平成27年度税制改正において、19%から15%に引き下げる措置の適用期限を2年延長する。(継続)

2. 中小企業投資促進税制【税制】

中小企業者等が一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除ができる措置を引き続き講じる。その機械装置等が、生産性の向上につながる設備等に該当する場合には、即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%)ができる措置を引き続き講じる。(継続)

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を引き続き講じる。(継続)

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができる措置について、平成27年度税制改正において、控除限度は引き続き所得の全額としつつ、繰越期間を9年から10年に延長する(平成29年4月以降に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用)。また、当期の事業年度に生じた欠損金について1年間の繰戻還付ができる措置を引き続き講じる。(継続)

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が、商工会議所等の経営改善指導に基づく設備投資を行った場合、取得税額の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができる措置(税額控除は、資本金等の額が3,000万円以下の中小企業又は個人事業主のみ対象)を講じる。平成27年度税制改正において、適用期限を2年延長する。(継続)

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

中小企業が支出した交際費等については、定額控除限度額(800万円)まで損金算入することができる措置と、支出した飲食費の50%までを損金算入することができる措置の選択適用を引き続き講じる。(継続)

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。(継続)

第4節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【27年度予算：中小機構交付金の内数】

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済金の貸付を行う倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。(継続)

2. 経営安定特別相談事業【27年度予算：0.37億円】

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

3. 中小企業BCP(事業継続計画)普及の促進【財政投融资】

中小企業・小規模事業者の緊急時の事業継続力の強化と企業価値の向上を図るため、BCPの普及・定着の促進に係る取組を引き続き実施する。また、中小企業・小規模事業者が自ら策定したBCPに沿って行う防災施設等の整備に対して、日本公庫において低利融資を引き続き実施する。(継続)

4. ダンピング輸入品による被害の救済【27年度予算：0.5億円】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国へのWTOルールに反する不当

に安い価格での輸出(日本へのダンピング輸入)により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成26年2月に開始した中国産トルエンジイソシアナートに対するAD調査について、確定措置の発動に向け、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。(継続)

第5節 官公需対策

1. 「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底【27年度予算：5.5億円】

官公需法を改正し、創業間もない中小企業の官公需への参入促進を図る。また、国等の新規中小企業者をはじめとする中小企業向け契約目標、中小企業者の受注の機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。

また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施する。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努める。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を全国51か所で開催する。
- (3) 創業10年未満の企業等が開発した商品等をPRするため、当該企業等の総合展出版を支援する。
- (4) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布する。(継続)

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【27年度予算：5.5億円】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。(継続)

第6節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【27年度予算：1.9億円】

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。(継続)

第3章 小規模事業者支援策の強化

第1節 小規模事業者支援

1. 小規模事業者対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。(継続)

2. 小規模事業者等人材・支援人材育成事業【27年度予算：4.5億円】

小規模事業者を支援する経営指導員等が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修等を行う。また、中小サービス事業者の次世代経営者候補等を対象として、成功企業のDNAを体得する機会を提供するほか、地域に根付いて地域のサービス業活性化のために企画立案やコーディネートする人材を育成する。(継続)

3. 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資制度)【27年度予算：39.8億円】 【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。(継続)

4. 小規模事業者経営発達支援融資事業【27年度予算：0.2億円】【財政投融资】

小規模事業者の7,200万円までの高額な資金需要に対応するため、改正小規模支援法に基づき「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所の経営指導等を受ける小規模事業者に対して、日本公庫が低利で融資を行う。(新規)

5. 小規模事業者統合データベース整備事業【27年度予算：2.0億円】

小規模事業者の経営状況等に応じた施策情報の提供等のため、小規模事業者の情報を集約・統合した小規模事業者統合データベースを整備する。(新規)

第2節 経営支援強化

1. 中小企業・小規模事業者情報プラットフォーム活用支援事業【27年度予算：6.2億円】

中小企業・小規模事業者が施策情報や先輩経営者・専門家とのコミュニティに一元的にアクセスできるサイト「ミラサポ」の運営を行う。また、「ミラサポ」を自立的に運用させるためのシステム開発・改修を行う。(新規)

第4章 地域の中小企業・小規模事業者の活性化

第1節 地域資源の活用

1. JAPAN ブランド育成支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。(継続)

2. 地域資源活用新事業展開支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源(農林水産物、生産技術、観光資源等)を活用して行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的に支援する。(継続)

3. 小規模事業者対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。(継続)

4. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下、「伝産法」という。)に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行う。(継続)

5. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【27年度予算：13.6億円】

(1) 伝産法に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行う。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 後継者育成事業
- ・ 原材料確保対策事業
- ・ 意匠開発事業
- ・ 連携活性化事業
- ・ 産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 人材確保および技術技法継承事業
- ・ 産地指導事業

- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業等

(2) 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行う。

- ①被災3県について実施する後継者育成・需要開拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業
- ②被災3県における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業(継続)

6. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施する。(継続)

7. 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引き下げ【税制】

中小法人に係る法人税の軽減税率(年所得800万円以下の部分に適用。)について、平成27年度税制改正において、19%から15%に引き下げる措置の適用期限を2年延長する。(継続)

第2節 地域活性化に向けた商店街の積極活用

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援を行う。(継続)

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。(継続)

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。(継続)

4. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。(継続)

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。(継続)

6. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円を上限にした特別控除を行う。(継続)

7. 地域商業自立促進事業【27年度予算：23.0億円】

商店街を基盤として地域経済の持続的発展を図るため、①地域資源活用、②外国人対応、③少子・高齢化対応、④創業支援、⑤地域交流の分野に係る先進性の高い取組に対して支援を行う。(継続)

8. 中心市街地再興戦略事業【27年度予算：6.0億円】

地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行う。具体的には、地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト(商業施設等の整備)を支援する。また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等を支援する。(継続)

9. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、①建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間30%の割増償却制度、②不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じる。(継続)

10. 戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業【27年度予算：3.2億円】

「中心市街地の活性化に関する法律」に定める経済産業大臣認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、民間事業者が整備する高度な商業施設等に対して、施設全体のエネルギー使用適正化を図るためのエネルギー管理システム(BEMS)や高効率空調機器等の省エネルギー設備を導入するモデル事業を支援する。(新規)

11. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が、商工会議所等の経営改善指導に基づく設備投資を行った場合、取得税額の30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができる措置(税額控除は、資本金等の額が3,000万円以下の中小企業又は個人事業主のみ対象)について、平成27年度税制改正において、適用期限を2年延長する。(継続)

第3節 販路・需要開拓支援

1. 小規模事業対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

改正小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。(継続)

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小機構が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。(継続)

3. 販路開拓コーディネーター事業

新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対し、中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)が新たな市場開拓につなげるための支援を行う。具体的な取組として、開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取次ぎを行い、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援する。(継続)

4. 販路開拓サポート支援事業

中小機構が、中小機構主催の展示会又はそれらの同時開催展等の出展企業に対し、バイヤーの招へいや販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小企業・ベンチャー企業の販路開拓を支援する。(継続)

5. J-GoodTech(ジェグテック)

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。(継続)

第4節 雇用・人材**1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業【27年度予算：10.0億円】**

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援する。また、カイゼン活動指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成を支援する。(新規)

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施する。(継続)

3. 労働者の雇用維持対策【27年度予算：192.7億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給する。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努める。(継続)

4. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【27年度予算：48.4億円】

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、重点分野等の中小企業団体(事業協同組合等)が労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給する。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入して実際に適用した場合に助成金を支給する。(継続)
なお、27年度においては、以下の拡充を行う。

- ①助成対象となる雇用管理制度を拡充(メンター制度を追加)し、助成額を見直し。
- ②事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標を設定し、当該目標を達成した場合に60万円の追加支給を行う目標達成助成を創設。

5. 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業【27年度予算：10億円】

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入支援等を実施し、「魅力ある職場づくり」を支援する。

①モデル調査コース

事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象として、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施する。このコンサルティングの過程で得られたモデル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方を整理し、これを普及・啓発する。

②啓発実践コース

人材不足分野のうち、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野や建設分野について、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し、雇用管理改善等アドバイザーによる相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践や、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の実践を促進する。(新規)

6. 地域雇用開発奨励金【27年度予算：32.9億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会が特に不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給する。(継続)

7. 戦略産業雇用創造プロジェクト【27年度予算：92.1億円】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する。(継続)

8. 雇用促進税制の延長【税制】

雇用者数が増加した場合等一定の要件を満たした法人に対して、法人税額等を特別控除する雇用促進税制について、平成28年3月31日まで引き続き実施する。(継続)

9. 失業なき労働移動の促進(労働保険特別会計)【27年度予算：349.4億円】

労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行う。また、労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金(人材育成支援))により、再就職援助計画等の対象となった労働者を雇入れ、又は移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対してOff-JTのみ又はOff-JT及びOJTを行った事業主に対して助成を行う。さらに、平成27年

度より当該助成金を拡充し、労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援))により、再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成を行う。(継続)

10. 地域人づくり事業

女性や若者、高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた「人づくり」を支援するための事業を実施する。ただし、平成26年度末までに開始した事業に限る。(継続)

11. 福祉人材確保重点プロジェクト【27年度予算：14.6億円】

福祉(介護・医療・保育)分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施する。(継続)

12. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【27年度予算：24.1億円】

中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ①経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するため、「最低賃金総合相談支援センター」を全国(47か所)に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。
- ②業種別中小企業団体を対象として、賃金の引き上げに向けた販路拡大等のための市場調査、ビジネスモデル開発等に要した経費を助成(上限2000万円)する。
- ③全国42道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、労働能率増進のための設備投資等を行い、事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた場合に、取組経費を助成(助成率1/2、企業規模30人以下の小規模事業者は3/4)。なお、平成27年度からは、①について利用者の利便性向上のため、新たに電話やメールによる相談を実施する「最低賃金総合電話センター」を設置する。(継続)

13. 地域若者サポートステーション事業【27年度予算：37.2億円】

ニート等の若者の職業的自立を支援するために実施する地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」という。)を設置し、専門的な相談やネットワークを活用した適切な機関への誘導など、多様な就労支援メニューを実施している。平成27年度においては、全国160か所に設置するとともに、「定着・ステップアップ事業」に

より、サポステの支援を受けて就職した者等に対し、就労後の定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労にキャリアアップ出来るようステップアップに向けた支援を全国で実施する。また、地域の産業界の協力の下、就労の後押し及び若者が産業の将来の担い手となる第一歩を踏み出すための「チャレンジ体験」を全国60か所で実施する。本事業を実施することにより、1万7千人の若者の就職を目指す。(継続)

14. キャリア教育専門人材養成事業(大学等)(キャリア教育等の推進)【27年度予算：0.1億円】

大学等のキャリアセンターの中核人材やキャリア・コンサルタント等を対象に、厚生労働省が有する雇用・労働に関する知見やキャリア教育や就職支援に資するツール、キャリア・コンサルティングやその担い手であるキャリア・コンサルタントに係る知識及びその活用方法等についての理解を深める講習を実施し、大学等におけるキャリア教育を推進するとともに、大学等におけるキャリア・コンサルタントの活用促進を図る。

第5節 海外展開支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【27年度予算：25.0億円】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)と中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査(F/S)、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援や現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策にて戦略的に支援を行う。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定を支援する。(継続)

2. 海外情報提供事業【27年度予算：1.3億円の内数】

日台間の産業協力を促進するため、交流協会が行う台湾企業の情報収集・提供や日台間の企業連携のためのセミナー・商談会を支援する。(継続)

3. 新興市場開拓人材育成支援事業【8.1億円】

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、官民連携の下、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援する。(継続)

4. 貿易投資促進事業【27年度予算：14.0億円】

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得のため、以下3事業を実施する。(継続)

- ①インフラ受注率を高めるため、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした研修及び専門家派遣。
- ②中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得等に向けた「国際即戦力人材」育成のため、我が国若手人材の海外インターンシップ。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助。

5. 青年海外協力隊における民間連携ボランティア制度の活用【27年度予算：1.6億円】

国際協力機構においては青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、各企業及び途上国のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。(継続)

6. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

経済の構造的変化等に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編をすることが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)による融資を実施する。(継続)

7. 海外子会社の資金調達支援

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が、新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施する。(継続)

8. グローバルニッチトップ支援貸付制度【27年度予算：財投計画額180億円】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業(グローバルニッチトップ企業)やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、商工中金がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払い金利による融資を行う。(継続)

9. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXIがその費用を負担する措置を引き続き講じる。(継続)

10. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動(セミナー・相談会)

等)

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXI がその費用を負担する措置を引き続き講じる。(継続)

11. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、平成 23 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。両者が提携して全国的なネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険へのアクセス改善等、利便性の向上を図る。(継続)

12. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のための説明会の開催や、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業との連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。(継続)

13. BOP ビジネスの推進【27 年度予算：1.7 億円】

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェトロでは、事業フェーズに応じた一貫支援の提供、現地コーディネーターの拡充(仮説構築、法務相談など含む)を通じて、企業の個別支援を強化する。また、販路開拓支援に向けた相談会などを実施し、BOP/ボリュームゾーン・ビジネスへの積極的な参入を促進する。さらに、アフリカに拠点設立を目指す企業を支援するための実証事業を継続して実施する。(継続)

14. 中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業【27 年度予算：45.6 億円】

ODA により、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図る。(継続)

15. 中小企業等の海外展開支援(中小企業製品を活用した機材供与)【27 年度予算：1,604.9 億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト(注：個別の商標名のリストでない)を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与する。(継続)

16. 経済連携協定利用円滑化促進事業【27年度予算：0.3億円】

経済連携協定(EPA)のメリットを活用した貿易を促進するため、EPAを活用するに当たり必要となる原産地規則に関する知識及び証明等に係る手続について、利用者向けの相談窓口を開設し、また、理解醸成のためのセミナーを各地で開催する。(新規)

17. 地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業【27年度予算：14.9億円の内数】

中堅・中小企業・小規模事業者が、新興国等への海外販路開拓・進出に取り組む際の経費等(専門家雇用費、海外での会社登記代行委託費、海外見本市スペース料)の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外展開の実現を促進する。

第6節 その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進【27年度予算：8.0億円の内数】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、施設等整備にかかる経費の一部補助や、工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施予定。(継続)

2. 地域経済循環創造事業交付金【27年度予算：23.1億円】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。(継続)

3. 戦略産業支援のための基盤整備事業【27年度予算：8.0億円】

戦略分野ごとに複数名の戦略分野コーディネーターを指名し、大企業の技術ニーズを踏まえた中核企業候補に対する幅広い技術情報の提供、公設試に対する機能強化や広域連携の促進に向けたアドバイス、更には、公設試職員等の人材育成等を行う。また、戦略分野を対象とし、人材育成、販路開拓等の支援機能を有した企業集積・連携の拠点等の整備を支援することで、地域に根ざした中核企業候補及び周辺企業群の創出・育成及びイノベーションを促進する。(新規)

4. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、平成27年度税制改正により、企業の本社機能等の東京圏

から地方への移転や地方における拡充への取組を後押しするため、計画の認定を受けた企業のオフィスにかかる建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却（移転の場合には、取得価額の25%）又は取得価額の4%の税額控除（移転の場合には、取得価額の7%）の選択適用やその地方拠点において雇用した者に対する雇用促進税制の特例の措置を講じる。（新規）

5. 新分野進出支援事業【27年度予算：16.7億円の内数】

地域に密着して活躍する中核企業やその候補・取引先（中堅・中小企業）に対し、腕利きの「プロジェクトマネージャー」が新事業進出のコンセプト作りから、開発時の産学連携、事業パートナー発掘、販路開拓に至るまで一貫した支援を実施する。（新規）

6. 連携中枢都市による新たな広域連携の構築等【27年度予算：2.0億円】

地域において相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するため、国が積極的に支援する。（継続）

7. 企業活力強化資金【財政投融资】

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため日本公庫が必要な資金の貸付を行う。（継続）

8. 地域中核企業支援貸付制度【27年度予算：財投計画額 80億円】

地域の中核を担い地域経済へ一定の影響力を有する中堅中小企業が、新分野への進出等のイノベーションの取組や戦略的な経営改善の取組を行う場合に、商工中金が地域中核企業支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払い金利による融資を行うことにより、これらの取組を支援する。（新規）

第5章 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進

第1節 研究開発/商品・サービス開発支援

1. 革新的ものづくり産業創出連携促進事業【27年度予算：128.7億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援する。

また、中小企業・小規模事業者が技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用した研究開発を支援する。(新規)

2. 商業・サービス競争力強化連携支援事業【平成27年度：9.9億円】

中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等のうち、特に地域産業の競争力強化に資すると認められる事業について支援する。(新規)

3. 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業【27年度予算：14.2億円】

中堅・中小企業、ベンチャー企業は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそのみでは不十分なことがある。このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術を中堅・中小企業、ベンチャー企業に橋渡しすることにより、実用化を促進することが重要となる。

そこで、中堅・中小企業、ベンチャー企業が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関の能力を活用して、共同研究等を実施する際に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が助成(補助率2/3以内、補助上限1億円)する。(新規)

第2節 技術力の強化

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、認定された中小企業に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫による低利融資などの支援を実施する。(継続)

2. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資【財政投融資】

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を活用し、新製品・新技術の試作開発(既存技術の転用や隠れた価値の発掘(設計・デザイン、アイデアの活用等を含む。))及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を実施する。(継続)

3. 研究開発税制(中小企業技術基盤強化税制)【税制】

試験研究費の総額に応じて税額控除を認めるいわゆる「総額型」の研究開発税制のうち、中小企業・小規模事業者等の試験研究費の12%相当額の税額控除ができる措置(大法人は8%から10%)を引き続き講じる。研究開発税制については、平成27年度税制改正において、現行の「総額型」の税額控除の上限を法人税額の30%から25%に圧縮する一方で、共同研究などのオープンイノベーション型の研究開発に係る別枠として5%分を創設することにより支援の重点をシフトする。上記に加え、①試験研究費の増加額が5%を超える場合に、増加額に試験研究費の増加した割合(上限30%)を乗じた額又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置(税額控除の上限は法人税額の10%(平成28年度末まで))を引き続き講じる。(継続)

第3節 新分野・新事業展開、異業種連携

1. 中小企業技術革新制度(SBIR制度)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図る。(継続)

2. 新連携支援事業【27年度予算：9.9億円】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源(技術、販路等)を有効に組み合わせる新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。(継続)

3. 農商工等連携促進対策支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発・販売等を行う事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。(継続)

4. 新事業創出支援事業

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、

中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。(継続)

5. 医工連携事業化推進事業【27年度予算：31.9億円】

医療機器開発支援ネットワークを構築し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援を実施する。また、ものづくり企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進する。平成27年度は実証事業において50件程度の医療機器実用化を支援する。(継続)

6. グローバル農商工連携推進事業【27年度予算：8.0億円】

海外需要創出に向け、商工業の技術・ノウハウ等を活用する農商工連携により、先端的な生産システム(植物工場等)や、生産・加工・流通・販売の一貫したバリューチェーンを構築し、3年以内の事業化を目指す実証事業の支援を行う。(継続)

第6章 創業・事業承継の促進

第1節 創業・第二創業支援

1. 創業・第二創業促進補助金【27年度予算：7.6億円】

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する等の第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等(第二創業の場合、廃業コストを含む)に要する費用の一部の支援を行う。また、産業競争力強化法における創業支援事業者が認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に要する費用の一部の支援を行う。(新規)

2. 新創業融資制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。(継続)

3. 女性、若者/シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に日本公庫(中小企業事業・国民生活事業)が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。(継続)

4. 再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)【財政投融資】

日本公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。(継続)

5. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度である。(継続)

6. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構、株式会社日本政策投資銀行及び商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を引き続き促進していく。(継続)

7. ファンド出資事業(起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド)

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資(ファンド総額の1/2以内)を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業(中小企業)や新事業展開等により成長を

目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。(継続)

8. 地域創業促進支援委託事業【27年度予算：4.4億円】

全国各地で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援する。また、大学等における起業家教育の普及や、小中学校を対象にした地元起業家等との交流などにより「起業家教育」の充実化を図り、創造性や積極性等からなる「起業家精神」を有する人材の裾野拡大を図る。(継続)

9. ベンチャー創造支援事業【27年度予算：3.4億円】

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、事業目線の引き上げを図る。また、起業家やベンチャーキャピタル(VC)、大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングやネットワークの形成等を図り、グローバル市場等を目指すベンチャーの輩出や、大企業等のオープンイノベーションを促進するための基盤形成を図る。(新規)

10. エンジェル税制【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家(エンジェル)による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進の環境整備を図る。(継続)

11. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

本制度が有効活用され、我が国から多くの魅力的なベンチャー企業が生まれるよう、引き続き周知普及を徹底する。(継続)

12. 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。(継続)

13. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画

に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制(株式会社の設立登記に係る登録免許税の軽減)等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。(継続)

14. 地域経済循環創造事業交付金【27年度予算：23.1億円】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。(継続)(再掲)

第2節 新陳代謝の促進

1. 地域課題解決ビジネス普及事業【27年度予算：0.6億円】

介護、保育、教育といった分野を中心に、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決する中小企業やNPO法人等が地域の新たな需要・雇用を創出できる環境を整えるため、アンケート調査や有識者等による委員会を通して、ビジネスモデルの評価手法や融資・支援のガイドラインを作成するとともに、作成した評価手法及びガイドラインの普及啓発を目的としてフォーラムを開催し、専門的な中間支援組織(プロボノ・ファンドレイザー・ネットワーク構築支援等)が一同に会する場を設け、金融機関・中間支援組織・事業者の連携を促す機会を提供する。(新規)

2. 事業引継ぎ支援事業【27年度予算：44.8億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に「事業引継ぎ支援センター」を設置する。

「事業引継ぎ支援センター」は、平成26年度末時点で、北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の計16か所に設置済みであり、平成27年度中に全国展開を目指す。(継続)

3. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の拡充【税制】

以下のとおり、事業承継税制の拡充を講じる。(以下は1代目→2代目→3代目と株式が贈与された場合を例とした。)①経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除される。②経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情(※)で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除される。③上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わる。(2代目が死亡しても相続税

には切り替わらない。) (継続)

なお、何代も続いて贈与税の納税猶予を受けた場合は、最も古い時期の認定贈与に係る贈与者が死亡した場合に相続税に切り替わる。(1代目→2代目→3代目→4代目と贈与が続いた場合は、1代目が死亡したときに、4代目は相続税に切り替わる。)

※やむを得ない事情とは、主に以下のとおりである。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた(障害等級1級に限る)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた(身体上の障害の程度が1級又は2級に限る)
- ・要介護認定を受けた(要介護状態区分が要介護5に限る)

4. 小規模企業共済制度の見直し

小規模企業の経営者に退職金を支給する小規模企業共済制度について、経営の新陳代謝の円滑化に係る機能を強化するため、親族内への事業譲渡に係る共済事由の引き上げ等の見直しを行う。(継続)

第7章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金【27年度予算：23.3億円】

地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援する。(継続)

(2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施する。(継続)

(3) 知的財産の総合的活用の推進【27年度予算：2.0億円】

地理的表示の登録申請を支援する相談窓口の設置、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援する。(継続)

(4) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【27年度予算：2.0億円】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進する。(継続)

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【26年度融資枠：700億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。(継続)

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【27年度予算：0.1億円】

木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行う。(継続)

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【27年度予算：27.0億円の内数】

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、広域流通型の構想や地域循環型の構想の実現に必要な木材加工流通施設の整備を支援する。(継続)

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【27年度予算：強い農業づくり交付金：230.9億円の内数 産地活性化総合対策事業：23.4億円の内数】

乳業工場の広域的な再編・合理化の促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備

えた乳業施設への生産集約等に対して支援する。(継続)

(5) 牛乳乳製品海外市場開拓支援事業による輸出の取組支援【27年度予算：0.1億円】

国産牛乳・乳製品の新たな需要の創出を図るため、意欲はあるが経営基盤が脆弱な中小乳業者等を対象に、輸出に取り組む際に必要となる配送上の課題等の調査、試験的輸出の実施等、今後の本格的な輸出に向けた環境整備を行うために必要な経費について補助する。(継続)

(6) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP導入のための施設・設備の整備、②HACCP導入の前段階の理性・品質管理の施設・設備の整備(高度化基盤整備)への金融支援を行う。(食費産業品質管理高度化促進資金)(継続)

(7) ジェトロによる輸出総合サポートプロジェクト【27年度予算：13.8億円】

事業者発掘から商談支援、輸出相談窓口のワンストップ化、海外主要都市へのマーケティング拠点の設置など、ジェトロを通じ、輸出に取り組む事業者に対し、継続かつ一貫したサポート体制を提供する。(継続)

(8) 輸出に取り組む事業者向け対策事業【27年度予算：8.4億円】

中小・小規模の輸出事業者が参画する主要品目ごとの輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として実施する輸出促進の取組を支援する。また輸出事業者の国際的に通用する認証取得のための輸出環境整備を図る取組等を支援する。(継続)

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【平成27年度：52.4億円】

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ(新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素)を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進、また産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種の開発を支援。(継続)

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融资】(継続)

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、物流総合効率化法等により効率的な物流や3PL事業を促進し、施設における物流機能の高度化の推進を行う。(継続)

2. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じる。

(2) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進【財政投融资】

平成27年度においては、284億円規模の共有建造を目指す。

(継続)

3. 中小造船業・船用工業対策【27年度予算：①：0.5億円の内数②：160億円(25年度予算)③：8.1億円】

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、①経営技術の近代化に向けた講習会を全国8か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施する。さらに、鉄道・運輸機構による新技術の実用化に向けた支援等を通じ、技術力の強化等に取り組む。(継続)

(2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する37の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。国土交通省では、中小企業庁等、関係省庁との連携により、「中小企業等復旧・復興支援(グループ化)補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行う。(継続)また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うための基金の利用促進を行う。②造船業等復興支援事業費補助金(継続)

(3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術と船舶からのCO₂を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し補助を行う。③海事産業関連技術研究開発費補助金(継続)

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業活性化支援事業【27年度予算：1.9億円】

地域の建設企業及び建設関連企業(測量業、建設コンサルタント及び地質調査業)は、防災・減災、インフラメンテナンスなど「地域の守り手」や「町医者」として重要な役割を果たしているが、建設投資の急激な減少や受注競争の激化等により疲弊し、現場の技能労働者の処遇悪化、離職者の増加や若年入職者減少など構造的な問題が発生している。

将来にわたる住宅・社会資本の整備・維持管理とその品質確保や、災害対応等を通じた地域の維持を図るために、建設企業等の担い手確保・育成と生産性向上は喫

緊の課題である。

このため、本事業は、中小・中堅建設企業等が抱える経営的・技術的課題に対し幅広いアドバイスを実施することで事業力の回復を図るとともに、その中から担い手確保・育成又は生産性向上に係る取組でモデル性の高い案件を発掘し、重点的な支援を実施する。(新規)

2. 建設業における金融支援の拡充(継続)

(1) 地域建設業経営強化融資制度の延長

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事の請負代金債権等を担保にして資金を調達する際に、当該調達資金の金利等について助成を行う「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。

(2) 下請債権保全支援事業の延長

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。

3. 建設業の海外展開支援【27年度予算：0.3億円】

中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、海外進出のためのセミナー(海外進出戦略策定セミナー)を開催するとともに、海外現地訪問団(ミッション派遣)を実施する。また、専門家による無料相談(アドバイザリー事業)及び日系ゼネコンOBなど現地事情に詳しい民間人材(通称「民間アタッシュエ」)による海外建設・不動産情報の紹介を行う。(継続)

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。(継続)

5. 地域型住宅グリーン化事業【27年度予算：110億円】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。(新規)

6. 木造住宅施工技術体制整備事業【27年度予算：6億円】

新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力の向上に資するリフォーム技術講習

等の取組に対する支援を行う。(継続)

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【27年度予算：10.3億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。平成27年度においては、生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る事業(生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業)などを重点的に実施する。(継続)

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【27年度予算：21.8億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本公庫(生活衛生資金貸付)において、低利融資を行う。平成27年度においては、バリアフリー等関連施設に係る貸付金利の引下げなどの貸付条件の改善を行い、引き続き生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。(継続)

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度(J-クレジット制度)における手続等支援【27年度予算：5.78億円】

- (1) J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施する。
- (2) また、本事業では、カーボンフットプリント(CFP)制度で「見える化」された、製品・サービスのCO₂排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。
- (3) 本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。(継続)

2. CO₂排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の促進【27年度予算：1.0億円】

- (1) 中小企業等の事業者が、製品やサービスの原材料の調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるCO₂の量をカーボンフットプ

リントにより算定して見える化し、クレジットで埋め合わせたことを国が認証し、専用ラベル(どんぐりマーク)を貼付することでカーボン・オフセット製品等の普及を支援する。

(2) さらにラベル集票により、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを運用し消費者に環境配慮製品の購買促進を図り中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した事業活動を後押しする。(継続)

3. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連) 【財政投融資】

中小事業者の公害防止対策を促進するため、対象設備・利率を見直した上で、日本公庫による低利融資を引き続き実施する。(継続)

4. 公害防止税制【税制】

中小企業・小規模事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。(継続)

5. エネルギー使用合理化等事業者支援事業【27年度予算：410億円】

工場・事業場等における省エネ設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。また、工場間で一体となった省エネの取組を支援対象に加える。(継続)

6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【27年度予算：26.1億円】

省エネ設備や一部のトップランナー機器の導入を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行う。事業実施に当たっては地域金融機関等との連携を強化し、地域の中小・中堅企業等の積極的な省エネ投資を後押しする。(継続)

7. 省エネルギー対策導入促進事業【27年度予算：5.5億円】

中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施するとともに、診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信する。(継続)

8. 環境関連投資促進税制【税制】

エネルギー安定供給の確保と低炭素社会の実現を目指すため、一部対象設備を見直した上で、本税制を引き続き実施する。(継続)

9. 地域低炭素投資促進ファンド事業【27年度予算：46.0億円】

地域低炭素投資促進ファンドからの出資によって、低炭素化プロジェクトの実現

を引き続き支援する。その際、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を拡大するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成拡大を図る。(継続)

10. エコリース促進事業【27年度予算：18.0億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用(頭金)を負担することが困難な中小企業等について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図る。(継続)

11. エコアクション21

中堅・中小事業者等にも取り組みやすいエコアクション21の推進を引き続き図っていくとともに、ISO14001の改訂を踏まえ、エコアクション21ガイドラインの改訂検討を開始する。また、CO2削減に特化したプログラムの実証事業を引き続き実施し、環境経営に取り組む中堅・中小企業を増加させる。(継続)

第6節 IT化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金)【財政投融资】

中小企業におけるIT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施する。(継続)

第7節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【27年度予算：11.7億円】

市場を獲得する可能性のある技術分野、科学技術政策等の国として推進すべき技術分野を中心に技術テーマを選定し、「市場動向」、「特許出願動向」等の調査結果を踏まえて、日本の産業界の研究開発戦略や知的財産戦略に資する調査結果を特許庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、急増・急減している中国の特許情報を中心に技術開発等の動向を調査分析することで、細かい要素技術に至るまでどの技術分野の出願が増えているか等、より詳細な出願動向を把握し、日本の産業界における研究開発戦略や知的財産戦略の策定に有用な情報として提供する。(継続)

2. 外国出願補助金(中小企業外国出願支援事業)【27年度予算：6.3億円】

中小企業者の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び全国実施機関としてジェトロを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を助成する。平成27年度からは地域団体商標の外国への出願について、中小企業のみならず、商工会、商工会議所、NPO法人についても支援する。(継続)

3. 知的財産権制度に関する普及【27年度予算：0.8億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手續等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向けの説明会を行っている。

平成27年度は、初心者向け説明会を47都道府県において開催、実務者向け説明会を全国の主要都市で開催する。(継続)

4. 模倣品対策の助成(中小企業海外侵害対策支援事業)【27年度予算：1.2億円】

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、ジェトロを通じて、模倣品による権利侵害や平成27年度からは知財侵害により訴えられる海外での中小企業等の知財侵害リスクへの対策費用を支援する。(継続)

5. 特許戦略ポータルサイト【27年度予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。(継続)

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料(第1年分から第10年分)を半額に軽減する措置を引き続き実施する。

また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対し、審査請求料、特許料(第1年分から第10年分)、国際出願に係る手数料(調査手数料、送付手数料、予備審査手数料)を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。(継続)

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにする。(継続)

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【27年度予算：29.0億円 INPIT 交付金含む】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府

県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置した。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し、協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。平成27年度は、全窓口配置している弁理士及び弁護士の配置回数を原則倍増するとともに、企業訪問型の活動を拡充する。(継続)

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備(「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」)【26年度予算：INPIT交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」において、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許化／秘匿化等の知財戦略や営業秘密の管理に関する相談に専門家が対応する。営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについては、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構(IPA)とも連携する。(継続)

10. 新興国等知財情報データベース【27年度予算：0.3億円】(継続)

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。(継続)

11. 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業【27年度予算：INPIT交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家(海外知的財産プロデューサー)を派遣する。(継続)

12. 出張面接審査・テレビ面接審査【27年度予算：0.1億円】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査、及び、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接審査を引き続き行う。(継続)

※出張面接予算：0.1億円、テレビ面接予算：0.02億円であるため、出張面接予算にテレビ面接予算も包含して記載している。(継続)

13. 中小企業等特許情報分析活用支援事業【27年度予算：1.4億円】

中小企業等における効果的な権利化等の知財活用を促進するため、「研究開発」、

「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析支援を行う。(新規)

14. 知財金融促進事業【27年度予算：1.0億円】

中小企業の保有する特許等の知的財産を評価することが困難な金融機関のために、融資を検討している中小企業の知的財産を活用したビジネスの評価書の無償提供等を実施し、知的財産に注目した融資を促進する。(新規)

15. 日本発知財活用ビジネス化事業【27年度予算：5.6億円】

中堅・中小企業の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行う。

- (1) 有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信する。
- (2) 知財に関する海外ニーズ調査や見本市出展等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施する。
- (3) 技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施する。(新規)

16. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【27年度予算：1.5億円】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取り組みを募集し、その実施を支援する。(新規)

第8章 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

第1節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織対策推進事業【27年度予算：7.1億円】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援する。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合(監理団体)等の事業の適正化を支援する。(継続)

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスをを行うとともに、必要な設備資金について長期・低利(又は無利子)の貸付を行う。(継続)

3. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【27年度予算：39億円】

全国47都道府県の「よろず支援拠点」において、地域の支援機関等と連携しながら売上拡大等の様々な経営相談に対応するとともに、高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。(継続)

4. 小規模事業者等人材・支援人材育成事業【27年度予算：4.5億円】

小規模事業者を支援する経営指導員等が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修等を行う。また、中小サービス事業者の次世代経営者候補等を対象として、成功企業のDNAを体得する機会を提供するほか、地域に根付いて地域のサービス業活性化のために企画立案やコーディネートする人材を育成する。(継続)(再掲)

第2節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、イベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施する。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」や施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関(商工会、商工会議所等)、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。(継続)

(2) チラシの発行

当初予算、補正予算関連のポイントをまとめた資料や事業毎のチラシを作成し、広く配布する。(継続)

(3) 動画による補助金等支援策の説明

当初予算、補正予算の中小企業・小規模事業者関連施策について、中小企業庁担当者による説明を動画で配信する。(継続)

(4) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催する。昭和39年度以来、毎年度開催している。(継続)

(5) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。(継続)

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信する。(継続)

(6) J-NET21(中小企業ビジネス支援ポータルサイト)

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供する。(継続)

2. 中小企業白書/小規模白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等(平成27年(2015年)版中小企業白書)を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等(平成27年(2015年)版小規模企業白書)を作成する。(継続)

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。(継続)

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。(継続)